

國學院大學學術情報リポジトリ

大正大礼における神社界の活動：
全国神職会と皇典講究所を中心に：
特集御代替りの歴史と伝統

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠, Fujita, Hiromasa メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00000528 |

大正大礼における神社界の活動

— 全国神職会と皇典講究所を中心に —

藤田大誠

一、はじめに

大正四年（一九一五）十一月十日、「即位礼当日紫宸殿ノ儀」が行はれ、新帝の大正天皇より勅語を賜るとともに、大隈重信首相より寿詞が奏され、続いて首相の「天皇陛下万歳」に参列諸員が一斉に和して三唱した。十四日には「大嘗宮ノ儀」が開始され、まづ「悠紀殿供饌ノ儀」では、天皇は内陣の御座に著御の上、神饌親供、御拝礼、御告文を奏した後、「御直会ノ儀」として御親らも新穀の御飯並びに御酒を聞き召され、次いで翌

十五日には同様の次第で「主基殿供饌ノ儀」が行われた。十六、十七日には、皇族はじめ群臣百僚、外国使臣等を召して饗宴を賜る「大饗」が開かれた。その後、神宮、「神武天皇山陵並前帝四代山陵」、皇霊殿・神殿に親謁され、大礼は終了した。西川順土が指摘する如く、「大正の大嘗祭は明治といふ時代に、一応のあるべき姿について検討し続けられて来た」のである。それは明治二十二年（一八八九）制定の皇室典範、同四十二年公布の登極令に基づき、「明治の大嘗祭が東京で行はれた先例に拠らない」ものとして即位礼に続いて京都で斎行され、文部省の『大礼要』¹⁾配布、大礼奉祝歌の募集選定とその

普及、学校や式場での斉唱指導、大礼に伴ふ記念品の発行、贈位、叙位・叙勲、授爵、恩赦・減刑、養老賑恤、神社の社格昇格などの多方面かつ全国に互る記念事業が大々的に展開された。²⁾

大正から昭和への御代替はりについては、中島三千男の研究に代表される如く、専ら「近代天皇制国家」による「国民統合」といふ観点からネガティブに捉へた論考群があるが、近年は大礼記念事業を軸に検討したものが多³⁾。中には当時の神社や神職を取り扱つた論考もあるが、神社祭祀制度の変遷、関連史料については必ずしも適切に検討されてゐない。そこで本稿では、「明治神宮創建とともに、国家的行事として国民の敬神観念普及に力があつたのは大正天皇の即位・大嘗祭の執行であらう⁴⁾」といふ阪本是丸の指摘を踏まへ、当時の国民にとつて、「大正大礼」を奉祝するといふ経験が敬神観念普及に繋がつたとするならば、その旗振り役であつたはずの神祇界の具体的な活動は如何なるもので、それは一般社会と神祇神職の社会にとつてどのような影響を与へたのか、について聊か検討する。

二、全国神社における即位礼・大嘗祭当日祭の成立

明治天皇の皇位継承儀礼は、旧来の伝統の範囲内に留まつた

踐祚式はともかく、即位礼と大嘗祭は維新の気風漲る新例を多く含むものであつたが、いづれにせよ各儀は別個に行はれた。⁵⁾

大正天皇の皇位継承儀礼は、「皇室典範」を基盤として明治四十二年二月十一日に公布された皇室令第一号「登極令」といふ「近代法制」によつて初めて統合的に制度化され（踐祚式・即位礼・大嘗祭を「登極」概念に包含）、即位の礼と大嘗祭が一続きの枠組みと認識された「大礼」（大典）として行はれたのであり、皇室や政府、日本国民にとつて未曾有の経験であつた。⁶⁾

大正における新たな枠組みとしての「大礼」の執行とその全國民的経験は、多少の修正はあれど、後の昭和、平成、さらには令和における即位の礼・大嘗祭にとつても安定した運営を行ふための基準となる極めて大きな出来事であつた。しかも、この皇位継承儀礼の制度化といふ営みは、勿論完全な定式とまではいへないが、出来る限り古今の先例を踏まへつつ新例をも組み込んだ、慎重かつ抜本的に構築された初の試みであつた。帝室制度調査局御用掛として「登極令」の立案・起草に直接関与した多田好間が大正三年二月に記した自筆草稿「登極令義解」（未刊行だが立法者意図の一端を示したもの）には、「皇室典範ノ大綱」に基づきつつ、踐祚・即位・大嘗祭・改元に関する「規準ヲ条挙」し、「古今ノ典制ヲ酌衷」して規定されたものが「登

極令」であると明記され、その詳細な逐条註釈の中には「古今ヲ参酌」などの文言が頻出してゐる。⁷⁾

和田英松は、明治天皇即位礼について、「中世以後に於ける御即位式を改定せられましたけれど、支那風である外形の変更のみで、儀式の精神は其のま、採られたのです。且寿詞を奏する上古の式をも入れて、古来の儀式を参酌析中せられたもの」と述べた。⁸⁾ かかる維新期の〈復古Ⅱ新式〉精神に基づき、大嘗祭のみならず即位礼でも神祇祭祀の面を重視する姿勢が打ち出され、その延長線上に登極令の制定があつた。賀茂百樹の『通俗講義登極令大要』(大正元年十月十日初版、大正二年三月十五日再版)では、「この御令を拜見するに、神祇の祭典に始まりて、神祇の祭典に終る、敬神尊祖を以て、建国の大本とする我国体の懿美、見つべきなり」と記されてゐる。⁹⁾ 要するに阪本是丸が指摘する如く、登極令では、宮中三殿はじめ神宮、第一代神武天皇及び前帝四代の山陵への奉告や奉幣、親謁のほか、官国幣社への奉幣といふ祭典の規定が鏤められてをり(第一、七、十二、十六、十七条)、その根幹は「敬神」(古来、即位と大嘗祭に際し行はれてきた神宮と諸社への奉幣)と「崇祖」によつて貫かれ、祭祀と儀式は別個のものでは無い。¹⁰⁾

ただ、登極令で規定された大礼(即位の礼・大嘗祭)と一般

の神社祭祀(伊勢の神宮を除く)との直接的関わりは、大嘗祭当日における官国幣社奉幣のみであつた。¹¹⁾(第十二条)。そこで大浦兼武内相と岡市之助陸相は大正四年四月九日、大隈重信首相宛に「御即位式及大嘗祭当日神宮官国幣社以下神社ニ於テ祭典举行ニ関スル件」を提出し、次の如く請議した。¹²⁾

皇室祭祀令第十七条並登極令第十二条ノ次第モ有之本年ニ
限リ新嘗祭ヲ行ハレス大嘗祭ヲ行ハレ勅使ヲシテ神宮並官
国幣社ニ奉幣セシメラレ候処右大嘗祭当日行フ祭祀ニ関シ
テハ神宮祭祀令並官国幣社以下神社祭祀令中何等記載無之
ニ付テハ該祭祀ハ大祭卜定メ度又登極令第十二条ニ依リ即
位ノ礼ヲ挙ケサセラル、当日勅使ヲ派シテ皇靈殿神殿ニ奉
告セシメラレ候ニ付テハ其ノ当日神宮並官国幣社以下神社
ニ於テモ此ノ威儀ニ際シ祭祀ヲ執行セシムルヲ相当ト認ム
而シテ該祭祀ハ中祭卜決定致度依テ別紙勅令案ヲ具シ閣議
ヲ請フ

この件は審査の結果、六月二十四日には「相当ノ儀」とされて「請議ノ通閣議決定」に至り、七月三日に勅令第百八号(神宮対象)と第百九号(官国幣社以下神社対象)が公布され、神

宮及び官国幣社以下神社は、即位礼当日に祭祀（中祭）を行ひ、大嘗祭の年には新嘗祭は行はず、大嘗祭当日に祭祀（大祭）を行ふこととされた。十月十九日には、内務省令第十四号「即位礼大嘗祭当日官国幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ニ関スル件」において、奉幣を受ける官国幣社の「祭式次第」（府県社以下神社の祭式次第は大正三年三月二十七日の内務省令第四号「官国幣社以下神社祭式」中、新嘗祭の例によるとされた）及び祝詞（即位礼当日は宮司・社司・社掌、大嘗祭当日は、宮司、社司・社掌、幣帛供進使）、さらには府県社以下神社中、神饌幣帛料供進指定神社に供進すべき神饌幣帛料の金額（大正二年十一月二十二日公布の内務省令第十五号中、例祭の例により、府県社・金十五円、郷社・金十円、村社・金七円）が規定された。¹⁵⁾

また、大礼に関する神宮の祭式は十一月八日の内務省令第十六号で規定されたが、同日には一木喜徳郎内相より神官・神職に対して、「此ノ皇室並国家ノ重典タル祭祀ニ方リテハ国民拳テ皇運ノ無彊ト国家ノ隆昌トヲ奉祝スヘキハ固ヨリ其所ナリト雖モ殊ニ神官神職ニ在リテハ齋肅敬衷心ノ誠ヲ致シ一意神祇奉仕ノ道ヲ竭シ敬神尊祖ノ美風ヲ発揮シ益々国体ノ精華ヲ宣揚スルニ努メ以テ此ノ盛儀ニ処スルニ万遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ」といふ内務省訓令第十二号も出された。¹⁶⁾要するに政府

から神官・神職に求められたのは、神職のみ対象の法令が大正二年四月二十一日公布の内務省訓令第九号「官国幣社以下神社神職奉務規則」第一条「神職ハ国家ノ礼典ニ則リ国家ノ宗祀ニ従フヘキ職司ナルヲ以テ平素国典ヲ修メ国体ヲ弁シ操行ヲ正シクシテ其ノ本務ヲ尽スヘシ」に基づくものであった。かくて、全国の神社は勅令・省令・訓令に基づき大礼当日の祭典を行つたが、それは「神道各派」（教派神道）も同様であった。¹⁵⁾

三、神社界の大礼奉祝事業と祈年・新嘗両祭

もともと神職たちは、祭典奉仕に留まらず、数多くの積極的な奉祝事業を模索、実行してゐた。「全国神職会会報」の編輯主任である目黒雨峯（雨峰、和三郎）は、大正三年一月の同誌論説で「御即位式及大嘗祭を行はせ給ふこの千載一遇の時期に遭ひて、吾人はいかなる事を為すべきか」と問ひ掛けつつ、「当日各社の用意執行等の事柄に非ずして、この御即位の大礼は、前後如何に神祇に關聯して挙行せらるゝか、則御即位の大礼は、我が大日本神國の国体を、具体的に明示し給ふものなれば、その内容を知悉して、之を世間一般の人士に、普く知らしむるの方法を執るべき事」を神社関係者に勧奨して講演と印刷物配

布といふ具体的方法を提示するとともに、大正二年十一月二十二日公布の内務省令第十五号により、指定された府県社以下神社の神饌幣帛料供進が例祭に加へ同年四月より祈年祭・新嘗祭にも適用されることを踏まへつつ、各府県各郡各区が有する農事試験場・試作場等を齋田とした上で新穀を各府県郷村社の新嘗祭に奉献し、その稲種を翌年の祈年祭当日に神社より授与して播種することを提案してゐる⁽¹⁷⁾。

また、目黒は同誌次号にて、「祈年新嘗両祭」は本末関係を有し、「祈年は一年の五穀豊穰を神祇に祈願する祭儀にして新嘗はそれに対する報賽の典」であり、かつて『延喜式』ではともに「中祀」(大祀は「踐祚大嘗祭」のみ、奉幣に預る祭神は祈年祭三千百三十二座、新嘗祭は案上官幣に預る三百四座)であつたと同様、大正三年一月二十六日に公布された勅令第九号「神宮祭祀令」や勅令第十号「官国幣社以下神社祭祀令」でも「この両祭は、孰れも大祭に編入」されてゐるものの、「独り皇室祭祀令に於いて、新嘗祭を大祭に列せられるにも拘らず、祈年祭を小祭に列せられたる」ことを訝しんでその改正を呼び、「皇室祭祀令と、神宮及神社祭祀令と一致して、国民をしてこの二祭の、皇室と合体せる即ち我が国体上重要な二大祭たるべきものなることを知らしめんと欲する事切也」と訴へた⁽¹⁸⁾。

かくの如く神社界では、「天皇陛下御一代に只一度の新嘗祭」としての大嘗祭を控へ、原祭としての祈年祭と報賽祭としての新嘗祭の「兩者因果して、氏子人民と結び付かなければなりませぬ」といふ理念のもと、「大嘗祭と新嘗祭との意義既に同じである以上は、新嘗祭の原祭である処の祈年祭の主義をも、一般に周知せしむるといふことは、蓋し自然」であるため、特に祈年祭の意義を強調し、その位置付けの向上に努めた⁽¹⁹⁾。

かかる動向を齎した発端は、明治四十一年九月十八日公布の皇室令第一号「皇室祭祀令」第三章「小祭」の第二十一条で「祈年祭 二月十七日」と規定されながらも従来、賢所・神殿では二月十七日、皇霊殿では二月四日の班幣の日に齋行されてゐたが、大正三年からは三殿の祈年祭とも二月十七日に祭日を集約されたことに伴ひ、神社界で皇室祭祀令改正の議が起つたことにある⁽²⁰⁾。大正二年には内務省当局より各地の神職団体に対し、「祈年新嘗等の祭祀」や「大嘗祭の由来」を一般に周知せしめるための「考案」が諮問されたため、先述した目黒の提案と同様の方法が提起されてをり、また、すでに明治二十七年五月九日の内務省訓令以降、官国幣社以下神社の祈年祭と新嘗祭はともに「大祭」の位置付けとされてゐたが、大正二年十一月二十二日の内

務省令第十五号によつて府県社以下神社の神饌幣帛料供進の對象に両祭が加はり、翌三年一月二十六日の勅令第九号「神宮祭祀令」や勅令第十号「官国幣社以下神社祭祀令」、翌二十七日の内務省令第四号「官国幣社以下神社祭式」でも両祭は「大祭」とされたことが背景として挙げられる。⁽²¹⁾

さて、大正の「大典」に当たつては、農本主義者として知られ、愛知県立農林学校校長と同県における農業の要職を兼任した山崎延吉が、「農会の事業」として①神社の基金を積立てること、②神社に神田を設置し採種田を経営すること、③神棚を設けて敬神の意を表することを挙げたことに見られるやうに、国民（ここでは農家）の神社に対する期待が高まつてゐた。⁽²²⁾

それ故、全国の神社においては、大礼に関する記念施設や事業が積極的かつ数多企画されてゐたが、大正三年四月十一日の昭憲皇太后崩御に伴ひ、即位礼・大嘗祭は延期となつたため、各種奉祝事業も停止の已む無きに至つたのである。

大礼奉祝の氣運が仕切り直されたのは、翌大正四年一月であつた。目黒和三郎は年頭の『全国神職会会報』論説で、同年における「神職社会」で取り組むべき事業や問題を七つ取り上げてゐるが、その第一に挙げられたのは「本年秋冬の候に行はせらるべき御大礼御挙行の事」であり、「即ち昨年よりの継続事

業として神社の施設経営の記念を万年に伝ふべき細大の事に對し層一層慎重緻密の深慮を以て画策に従事すべき責任あるを忘るべからず。而してこの御大礼の事たる、吾が邦神社の由来性質を、實地に説明すべき恰當の事実なるを以て、一般国民の脳裡は、この真意義を覚得せしめて、神社に対する觀念を一層明確ならしむべき好機会たり。依りて吾人は、氏子を始め、一般臣民に、これが真意義を了得せしむべき責任覚悟を以て、この御大礼を迎へざるべからず」と述べてゐる。⁽²³⁾

四、皇典講究所の奉祝方案と大礼当日の状況

大正四年四月十六日から二十三日まで、全国神職会通常会が皇典講究所で開催された⁽²⁴⁾。十八日の建議案委員会提出建議のうち、目黒和三郎外二十四名による「御大礼当日国民奉祝ノ儀式ヲ一定セラレタキコト」は可決され、「今回ノ決議ヲ以テ其調査ヲ、全国神職会及皇典講究所ニ依頼シ其結果ヲ内務省ニ提出スル事」となつた。その他、大礼関連では、東京府外七県神職聯合会の「大嘗祭ニ際シテ府県社以下神社ニモ其筋ヨリ相当ノ御待遇アリタキコトヲ建議スル事」と「大礼ヲ記念センターメ社格社号ヲ整理スルコトヲ其筋に建議スル事」、額賀大直・西角

井正男・河野省三・目黒和二郎・櫻井稻麿（一部近藤久顕外六名）の「大札記念事業トシテ本会ハ左ノ各項若クハ其内ヲ選ビ之ヲ実行セラレタキ事」（賀表奉呈、神殿を造営し皇典講究所に寄附、古社・名社の調査・復興、神社界の物故功労者調査と恩典の上申、神職表彰規定の制定・実行、記念出版）がいづれも可決、宮崎県神職会及び目黒和二郎外二十二名による「祈年祭日（二月十七日）ヲ国ノ大祭日トスル事ヲ其筋ニ建議スル事」も可決された。さらに緊急動議の一つとして出された鹿島敏夫・額賀大直提出、戸田忠友外四名賛成の「本秋御大典後、十一月二十日前後二本会臨時大会を京都ニ於テ開催スル件」も可決されたが、吉田豊・長谷外余男が提出した「御大札ニ全国神職代表者ノ参列ヲ許サル、様幹部ニ於テ尽力スルコト」は否決された。これらの結果は翌日の本会議で報告の上、確定された。

二十三日には内務省主催で官国幣社宮司と各府県の神社事務主任官の会合が開かれたが、そこで内務省より出された「指示事項」の「大札ニ関スル件」には、「今秋大札ニ際シ神宮ヲ始メ官国幣社ニ在テハ大嘗祭ノ当日奉幣ノ為勅使ヲ差遣セラレテ大祭ヲ行ハセラレ又即位礼ノ当日ハ特ニ中祭ヲ行ハシメラル、ノ見込ナリ其ノ司職ニ在ル者ハ勿論此際大嘗祭ノ由来ヲ普ク所在地方民ニ周知セシムル様努力セラレンコトヲ望ム」とあつた。

即位礼・大嘗祭当日の祭典実現に向けての法令整備が進行中であることが窺へるが、その前提には次の如き動きがあつた。

全国神職会では大札について、大正二年度から「其筋まで内申」し、内務当局者に対しても内談してゐたが、大正四年一月二十六日付で井上友一内務省神社局長より鍋島直大皇典講究所長（全国神職会会長）に対して正式に通牒があり、「一、今秋行ハセラルベキ御即位及大嘗祭ノ大典ニ就キ神社及氏子等ニ於テ施設又ハ举行シ可然事柄」と「一、右ニ付神社ニ関シ新ニ施行シ可然諸制度殊ニ其際行フヘキ祭式祝詞案」が諮問された。⁽²⁵⁾ これを受けた皇典講究所では、種々協議したものの、結局は全国神職会において内申してゐた諸項目を改め、次のやうに九項目に互つて答申した（原則、項目のみ示す）。

①「大嘗祭当日各神社ニ於テ行フ祭典ニハ各地方公吏其他重ナル者等ヲ参列セシメラレタキ事」、②「御即位ニ関シ旧儀ニ由リ大奉幣大神宝ノ御儀アリタキ事」、③「御即位ノ当日神社ニ於テ祭典ヲ執行スルノ規定ヲ発セラレタキ事」、④「官国幣社大嘗祭幣帛ハ明治四年ノ例ニ准ヒ現品ヲ以テセラレタキコト」、⑤「本年ニ於ケル府県社以下大嘗祭奉幣ノ規定ヲ発セラレタキ事」、⑥「御即位礼大嘗祭当日ハ明治四年太政官達書ノ例ニ准ヒ国民一般所在神社ニ参拜シ奉祝スベキ訓令ヲ発セラレ

タキコト」、⑦「御大礼前周ク天下ニ大祓ヲ行ハセラレタキコト」、⑧「古来近畿ノ神社御崇敬ノ例ニ准ヒ各神社ニ就キ社格昇進其ノ他ノ特典アリタキ事」、⑨「此ノ機会ニ於テ記念ノ意義ヲ以テ施設又ハ举行スベキ事柄ハ左ノ類ナルベシ」(一、基本財産ノ造成、二、神田ノ設置、三、記念造林記念植樹、四、神殿ノ裝飾及祭具調度類ノ整備、五、建物ノ修築完備、六、鳥居玉垣等必要物ノ造営、七、楯矛等ノ裝飾物備付、八、文庫ノ設置、九、神社由来ノ調査)。勿論全て実現に至つたのではないが、先述の如く①③⑤はそれなりの措置がなされ、⑧も即位礼当日に官幣社十七社の昇格と祭神増加があり、一定数は実現してゐる。

全国神職会通常会で決議された「御大礼当日国民奉祝ノ儀式ヲ一定セラレタキコト」の調査を依頼されてゐた皇典講究所では同年九月、「江湖の参考」とするため、即位礼・大嘗祭・大饗当日における「御大礼奉祝方案」を立案した。⁽²⁸⁾「御即位礼当日」は、「国民は宝祚の無窮を祈り、聖寿の万歳を祝すべき」として、「各戸に於ける奉祝」は、「(1)新年に準じ、門戸に国旗を掲げ、常盤木(松、竹、柿など)を立て、注連縄を張ること(大饗当日まで)、(2)神棚及び霊屋を浄め、供物を奉つて鏡餅を供へ、相応の裝飾を施した上で、酒肴、餅か赤飯を調べ、一家団欒し

て聖寿万歳を祝し奉ること(日陰蔓を門か床柱に懸けるのも可)、(3)神社に参拝することを挙げた。「公共的奉祝」は、「(1)式場の入口には各戸と同様の裝飾、「万歳旗」も可、(2)式次第では君が代や奉祝歌、万歳三声(首相の万歳三唱時刻を以て)の合唱などを組み込む、(3)街頭の設備としては、国旗、注連縄、神等による裝飾、標の山(かつて大嘗祭において引き立てられた、種々の作物を飾り悠紀・主基の標木を建てたもの)を象つた山車や山鉾を飾るのも可、と提案した。「大嘗祭当日」は、「国民も亦、身を清め、新穀を以て、神祇家霊を祭り、静肅に皇祚の無窮を祈り奉るべき」として、「(1)神社に参拝すること、(2)当日、各地の神社において齋行される大祭に参列すること、(3)酒食(大嘗祭の神饌に縁あるもの)を調べて神棚・霊屋に供へ、かつ家内一同会食することが推奨されてゐる。さらに、「大饗当日」は、「君臣和楽の日なれば、奉祝の宴会、余興なども此の日に於て開催し、国民挙りて、盛に祝賀の至情を表すべき」とされた。なほ、このうち、「万歳旗」と「標の山」は、同年九月五日に千葉県で開かれた一府七県神職聯合会にて可決されたもので、千葉県神職会長により皇典講究所と全国神職会幹部に諮議されてゐた事柄であつた。

皇典講究所・國學院大學(当時の校舎は飯田町)では、当然

かかる奉祝方法を実践した。十一月六日(天皇西下の日)には馬場先門内にて奉送、十日は祝賀の式を挙行して万歳三唱、十四日は一同で産土神の筑土神社に参拝し、帰校の上で白酒・黒酒・鯛・昆布等で祝ひ、記念の祝餅を頒布して解散、「謹慎の間に和氣満々たるものありき」といふ様子であつたといふ⁽²⁹⁾。十日より十七日に互つては休業して祝意を表してゐる。

なほ、これらの奉祝方案は、同年六、七月の『全国神職会会報』で目黒和三郎が希望してゐた「大礼当日国民一般の奉祝方法」⁽³⁰⁾とも共通する内容を多く含んでゐるが、彼は皇典講究所の奉祝方案を歓迎しつつも、もう少し詳しい説明が必要と注文を付けるとともに、「大体消極的にして静肅を主」としてゐることに疑問を呈し、「一般国民の至誠を漲らせる熱情を酌量せざる方案」とも指摘した。目黒の議論で注目すべきは、大礼当日における国民の態度として、「敬虔静肅に奉祝せよ」と「熱狂欢呼して奉祝せよ」といふ消極と積極二様の意見を紹介した上で、彼自身は即位礼当日と大嘗祭当日のどちらも、「その蕭條寂寞にして、慶賀の本義を没失せんよりは、寧ろ粗野非礼に陥り易き傾向あらんも、熱狂欢呼せんに若かず」として「国民至誠の情勢に放任するを以て当に然るべき所のもの」とすべきとの見解を示してゐることである。⁽³¹⁾つまり、いづれの日も、国民の至

誠・至情が自然に発露されるため、原則として放任主義で多少の行き過ぎも可、といふ大らかな包容性を示してゐた。

勿論、即位礼と大嘗祭はその本旨において大いに差異はあり、特に後者は天皇が「大神主」として親しく天神地祇に接して「徹宵御祭事」を行はれる「純然たる祭祀」のため、そのことを国民は確り「奉体」して(心に留めて)おくべきではあるが、「即一は陛下直接に對し奉り、一は直に天神地祇に奉對せる事なるを以て、大嘗祭当日の熱狂欢呼、さほど陛下に對し奉りて、非礼の事には非るべし」といふのである。「国民」、つまり民間からの視点に徹する目黒にとつて大切なことは、即位礼と大嘗祭の性格の差異よりも、両者を「大礼」(大典)といふ一連のものとして捉へつつ、「即位礼当日には、万歳旛により、大嘗祭当日には、標の山により、各本抛ある方式によりて、国民が満腔の熱誠を發露して、その至情をわが大君と天神地祇とに捧げ奉りて、神君臣三者の、接邇密親を図りかくして始めて皇祚万歳、天壤無窮の実体発現すべき也」といふ点にあつた。⁽³²⁾

一方、内務省当局は、同年十月十六日に内務省地方局長・渡邊勝三郎より地方長官に宛てた通牒において、御大典奉祝に關しては、「地方民ノ負担」や「下層者等」に對する苦痛を感じさせないやうにとの理由から、「専ラ至誠質実ヲ旨トシ徒ニ華

美虚飾二流レ之カ為負担ノ重キヲ来サシムカ如キコト無之様」指導すべきことを強く求めてゐるやうに、如何にも役所らしく、逸脱に対する強い警戒感を示してゐた。⁽³³⁾

即位礼当日、皇典講究所・國學院大學は、同所長・学長の鍋島直大（正二位勲一等侯爵）の名を以て「寿詞」を公表、全国神職会も会長の鍋島の名で「賀表」を奉呈し、別個に『全国神職会会報』の「会報子」による「吉詞」も公表してゐる。⁽³⁴⁾

『全国神職会会報』奉祝号の論説で目黒和三郎は、即位礼において首相の音頭のもと万歳三唱を唱和する「声響」が、紫宸殿前庭のみならず、同時に全国津々浦々に「交互伝達せる点」を見れば、「百聞一見に若かざるが如く、御即位礼と大嘗祭との実物示教に就いて国民が得たる感想」は、従来自分たちが「国体の由来、神社の性質、国家と神社との関係等に就きて所論せし所」とは比較にならないとして、「我が国の国民思想と国民道徳は、この御大礼を一境界線として、前後霄壤月髓の差あることを疑はざる所のものなり」と指摘した上で、「わが日本全国津々浦々、山間僻陋に至る迄、悉く御大礼期間中」は一時「神代化」乃至は「上古化」したこと、具体的には皇典講究所並びに全国神職会が提案してゐた「御大礼奉祝方案」が、全国各地における家庭や神社、公共的奉祝会場等において実現した

ことを「実に吾人が空前の大快哉事」だと述べてゐる。⁽³⁵⁾

かかる実感は、目黒自身が社司として奉任する神奈川県の泉社阿夫利神社で齋行された「大嘗祭当日祭」における参列者（小学生四百名、氏子区民四百名）による実際の奉祝風景が「悉く吾人の理想を遺憾なく發揮」したものであつたといふ体験に裏打ちされたものであつたが、同誌編輯記者として入るはずであつた大礼会場の京都市行きを断念し、社掌を務める郷里埼玉県の上小川神社（無格社）並びに兼務社における即位礼及び大嘗祭当日祭の様子を詳細に書き留めた櫻井東花（稲麿）の報告をも踏まへるならば、少なくとも彼らの如き熱意を持つ現場神職の日常的な心掛けや取り組みの努力によつて、社格を問はず全国の神社では相当程度、同様の状況が現出されたといへよう。⁽³⁶⁾

実際、皇典講究所の「御大礼奉祝方案」は、全国各地の神職団体を通して神社及び一般に周知されてゐた。例へば、大阪府の神職団体かつ神職養成・国学的研究機関でもあつた「財団法人大阪國學院」では、十月十八日付で府下の各神社に対して「御大礼ニ付奉禱ノ件」を通知し、さらに十月末発行の機関誌において、文部省が九月に発表した「大礼の要旨」や大礼当日の祭典に関する関係法令とともに、皇典講究所の「御大礼奉祝方案」を掲載して周知を図り、即位礼当日には大阪國學院講堂で職員

生徒一同が奉祝式を挙行し、万歳三唱を行つてゐる。

また、石川県金沢市役所の『大礼奉祝記録』に拠れば、大正四年十月二十六日には石川県神職会金沢市支部が「御大礼奉祝方案」を一般に行はしめんことを決議してゐるが、即位礼当日は「味爽慶鐘鳴り、午下祝砲とどろく。市中は国旗風に翻り、裝飾善を尽し、瑞祥の氣空に漲り、慶驩の聲衝に盈てり。人皆斯の如く盛大莊嚴なるは、開市以来、未だ曾て比類を睹ずといふ」状況で、紫宸殿における首相の万歳奉唱時刻に合はせて「市民一斉高く万歳を唱へ、其声天地を震撼せり」と描写されるとともに、大嘗祭当日には、別格官幣社尾山神社における「大嘗祭」にて勅使（石川県知事代理内務部長・夏秋十郎）参向の上で奉幣がなされ、市内の県社・郷社・村社における大祭でも、指定神社には各々幣帛供進使と随員（県属、市長、市の助役・収入役・書記等）の参向について記録されてゐる。

大礼当日における全国各地の奉祝状況の詳細は省くが、大正大礼では、日本に近代的時間觀念が定着して以来初めて、人々が全国至る所で同じ日時に同じ行為を共有したのであり、「大日本帝国」といふ空間を同時に意識し、「日本国民」であることを強烈に自覚することとなつた皇位継承儀礼であつた。

五、むすびにかへて——大礼直後の神社対宗教問題——

全国神職会では、大正四年四月の通常会で可決されてゐた通り、京都府神職会の全面的協力のもと、大礼終了直後の十二月五日、「御大礼奉祝記念臨時全国神職大会」を京都府立高等女学校（大嘗宮のある仙洞御所隣り）の講堂にて約八百名を集めて開催し、「即位大嘗ノ大礼ハ我ガ立国ノ精神ヲ明カニシ、国民ノ敬神思想ヲ振興セシメタルコト大ナリ。吾人ハコノ機ヲ逸セズ、益々祭祀制度ノ真髓ヲ發揮シ、健全ナル敬神思想ノ普及ニ努力センコトヲ期ス」との決議案が満場一致で決議された。

ただ、同大会では、来賓の内務省神社局長・塚本清治が「折角国民の敬神思想を發達せしむることに於て、諸君自ら努むべきことが肝要であらうと思ふ。諸君が何等活動することもなくして居つては、事件が起らぬばかりでない。益々衰へるものであるから、敬神思想普及發達の如きは、諸君の方から一般国民に仕向けるやうにせねばならぬのである」と檄を飛ばし、東京帝国大学教授・東京高等師範学校教授の萩野由之は講演で、「御大礼についても神職諸君が今少し直接關係した方がよかつた」として、本来「神職の内の人々で、明津御神の即位式に典儀官

として仕へ奉ることが出来たならば、誠に名実の伴つたものとなるのである。要するに之れは神職諸君が眠つて居るのではないが、活動して社会と近づいて居らぬ故ではなからうか。それには神職の修養として人格を高める、次には学識を豊富にすることである。すべて自分の地位、官位、資格が高くなればなるほど、人を感化する力が深遠になるのである。低ければ他人を感化する力は鈍くして且つ薄いのである」と苦言を呈した。⁽⁴⁾

いくら神社が「国家ノ宗祀」と位置付けられておようと、實質的にはそれに見合ふ経済的基盤も与へられないまま、仕事量からしても一人の神職が十社から二十社以上の兼務社を持つ場合もあるなど、神社数に対して神職数も全く足りず、即位礼・大嘗祭当日祭への対応も奉務する神社全てに対して同様の水準で行ふことは不可能といふ状況（神饌幣帛料供進指定神社以外は当日前後に行はざるを得ない、無格社は止むを得ず当日祭廃止を唱へる者もあつたなど）にあつたことからも明らかやうに、不遇かつ過酷な環境に置かれて来たにも拘らず、懸命に神社を維持しつつ、可能な限り地域社会や国民に国体観念を説き続けてきた神職たちに対して、過剰かつ酷な要求と言はざるを得ない。しかし逆に言へば、近代日本社会における神社神職の等身大の（実力）のほどを示してゐるのである。

かかる役人や学者からの聊か耳の痛い言を、参集した全国の神職たちは如何に受け止めたのか。少なくとも目黒和三郎は、塚本神社局長の言を「然り」として神界の「自進力」の乏しさと「因循自棄」の通弊を認め、「御大礼の実物示教を」国体、神祇、君民の諸関係に対する、生ける説明」として「神明奉仕に亜げる職責」、任務である「国民道德的観念の普及保持」に奮勵邁進すべきとの意気込みを健気にも示してゐる。⁽⁵⁾

一方、日本全国が大礼奉祝で盛り上がる中、広島・島根・香川・石川・山形県などの各地で、仏教教団（特に真宗、西本願寺）と地方行政官との間で確執が生じてゐた。これは例へば、本派本願寺（西本願寺）執行所が全国の門徒に対し、大典時に行政当局や神職が奨励する「七五三繩を張つて櫛或は神棚を設ること」は未だ訓令が無いため、一地方で斯様な宗教的行為（宗教的な神道に附随する儀式）を「強ふる」場合は門徒として応ずる必要がないといふ旨の訓示を出したことに伴つて発生した行政当局との軋轢などであつたが、神界の立場からすれば、「何れも御大礼奉祝方案が問題となれるもの」であつた。⁽⁶⁾

目黒和三郎は、宗教紙『中外日報』の記事をそのまま詳しく引き、その官憲による強制的・圧迫描写の部分に関しては誇大報道の疑ひを示しつつ、大典奉祝に関する門松（櫛）や齋竹、

七五三繩は、「宗派神道専有の儀式」ではなく、元来は神祇式に発し現今は新年の松飾りに見られる如き「一種の国風国俗」として、一般的に祝福すべき時の装飾となつてゐるなどと、仏教側の主張を厳しく批判してゐる。⁽⁴⁵⁾『全国神職会会報』では、前海軍大臣・八代六郎や東京帝国大学教授・芳賀矢一、皇典講究所幹事長・全国神職会協賛の山田新一郎などの仏教側に対する批判論考や、反対運動の実践をしばらく掲載し続けてゐる。⁽⁴⁶⁾

一方、内務省神社局の官製雑誌の性格を持つ『神社協会雑誌』では、ほぼこの問題を取り上げなかつたが、東京高等師範学校教授・吉田静致の論考では、「彼の祝賀の意を表示せんが為めに七五三繩を張るといふが如き」は「我國民の一般的民族慣習」として見つつも喧嘩両成敗の見解を示した。⁽⁴⁷⁾ここでは「宗派神道」と「西本願寺」との対峙の如き構図となつてゐて非宗教としての「神社神道」の位置付けは定かでないが、先述の如く目黒は「国風国俗」として捉へ、さらには内務省神社局長・塚本清治も「何等宗教的意義を持つて居るものと考へて居らぬと認められる」としてゐるため、吉田の認識と同様であつた。⁽⁴⁸⁾

目黒がいふ如く、かかる角逐は大礼奉祝に沸く時期にも拘らず露になつた「神社対宗教問題」の一面であつて、神社界にとつても熟議の上で根本的解決が求められるべき問題であつた

が、大礼翌年五月の全国神職会通常会においても、「宗教家に関スル件」（広島県神社以下神社神職代表者・澤山義彰提出）は「協議事項ニ移シタル件」として一通り目を通されるだけで終はり、笛吹けど踊らぬまま問題は先送りにされたのである。⁽⁴⁹⁾

但し、斯様な仏教教団、特に真宗による抗議は、大礼当時における彼らの待遇に対する様々な不満から生じた面も大きい。大正四年十二月十七日、浄土真宗本願寺派（西本願寺）の寺院出身で広島県選出の衆議院議員（中正会）・龍口了信が衆議院に提出した「宗教尊重ニ関スル質問主意書」は、当時における西本願寺の見解を代弁したものであるが、六項目のうち、三の項目では改めて「神社ト宗教トノ関係ニ就テ」問ひ質し、四の項目では次の如く記してゐる。⁽⁵⁰⁾

四 仏教徒ノ凌辱ニ就テ

今回ノ御大礼ニ際シテ仏教徒ハ大ナル凌辱ヲ受ケタリ即チ（一）管長制度ノ嚴存セルニ拘ラス之ヲ無視シ仏教五十六派ヨリ僅ニ一名ノ総代ヲ參列セシメ而モ其ノ待遇ハ非常ノ下位ニアリ（二）叙位叙勲ニ関シテハ僧侶ヲ除外セリ（三）京都府知事ハ各宗本山宗務所ヲ侮辱セリ（四）地方賜餐ニ於テ全ク僧侶ヲ度外視セリ（五）

或地方ニ於テ神社強制参拝神棚設置ヲ布達シタル跡アリ是ノ如キハ独リ仏教徒ニ対シテ侮辱若ハ迫害ヲ加ヘタル所以ニ非サルカ

これは二十日に島田三郎衆議院議長より大隈重信首相に転送された後、翌五年二月十日付の一木喜徳郎内相と高田早苗文相による答弁書が十二日に閣議に供され、十七日に衆議院議長に回付された。三については「神社ハ国家ノ宗祀ニシテ宗教ニ関係ナク神職ハ神社ニ奉仕スヘキ国家ノ機関ニシテ固ヨリ宗教教師ニアラス」と述べ、四については次の如く答弁した。

四 政府ハ今回ノ御大礼ニ際シ仏教徒カ大ナル凌辱ヲ受ケタル事実アルヲ認メス (一) 仏教五十六派ヨリ一名ノ管長ヲ総代トシテ参列セシメラレタルハ事実ナルモ之ヲ以テ凌辱ナリト謂フヲ得ス而カモ其ノ待遇ハ勅任取扱トシテ待遇セラレタルモノニシテ相当ナリトス (二) 叙位叙勲ノ詮議ニ於テ故ラ僧侶ヲ除外シタルコトナシ (三) 京都府知事カ各宗本山宗務所ヲ侮辱セルコト無シ (四) 地方賜餐ヲ於テ仏教各派管長、管長事務取扱及門跡寺院住職ヲ召サレタルニ徴スルモ僧侶ヲ度外視

シタルモノニアラサルコト明ナリ (五) 或地方ニ於テ神社参拝等ノ申合セラ為シタレハトテ仏教徒ニ対スル迫害ナリト謂フヲ得ス

いづれも明快な回答であるが、要するに政府、内務省・文部省としては仏教徒の誤解、被害妄想であると断じたに等しい。⁽⁴⁾
 なほ、山田新一郎は、「今回の御大典に就て仏教各宗の間にも当局の扱ひ方に就て不平があるやうだ併かし神職の間にも於ても当局は御即位式にも総代を召さしめず地方賜餐にも与からなかつた、マサか此等の感情や不平から神社問題が起たのではあるまいが、仏教家の中に神社と国家との関係に就て理解が足りない為に意志見解の相違を来たし思想上の衝突を来たすとすれば実に残念なことである」と述べてゐる。⁽⁵⁾

実際、即位礼に召されたのは、神道各派総代・千家尊愛(大社教管長)、仏教各派総代・山下現有(浄土宗管長)の各一名(神宮大宮司の子爵・三室戸和光の名もあるが、勿論神宮は「神宮司庁官制」を持つ皇室・国家と密接不可分の特別な神社であつて、当然大宮司は「神官」であり、神社「神職」の代表といふ訳ではない)、大饗第一日における地方賜饌には「神仏各宗管長」及び「門跡寺院住職」がその資格を得てゐる。⁽⁶⁾ 即ち、大礼当日

は神社で祭典を行ふべき神職もさることながら、キリスト教の代表も含まれてゐない。ただ、大正四年十月十四日の『官報』に拠れば、「京都二行幸ノ儀並東京二還幸ノ儀中東京停車場並京都停車場ニ於テ奉迎奉送ノ為停車場ニ参集ノ諸員」として、「神仏各宗派管長」、「門跡寺院住職」の他、最後に「文部大臣ノ選定シタル基督教教師」が入れられてゐる。⁵³⁾

ともあれ、かかる位置付けは、(非宗教)たる「神社」(神社神道)であれ、(宗教)たる宗派神道や仏教、キリスト教であれ、当時の(世俗的)な政府にとつては全く他意無く実力と立場に即し冷徹かつ公平に差配したまでのであつたのである。

註

- (1) 大正大礼の基礎的な記録は、官民ともに多数あるが、ここでは主に『御大礼記録』(朝日新聞合資会社、大正五年)、大礼記録編纂委員会編纂『大礼記録』(内閣書記官室記録課、大正八年)、宮内省図書寮編『大正天皇実録 補訂版 第四 自明治四十五年・大正元年至大正四年』(ゆまに書房、令和元年)を参照した。以下の大礼に関する記述はこれらに拠る。
- (2) 西川順土「近代における大嘗祭」(皇學館大學神道研究所編『大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、昭和五十三年)三七七、三八一頁。
- (3) 中島三千男「天皇の代替りと国民」(青木書店、平成二年)などを参照。

- 近年は、都市空間(特に京都府)、建築、地域社会、伝統文化、神社、学校、図書館などの観点から検討されてゐる。ここでは本稿に関連する先行研究として、松田隆行「大正天皇の『御大典』と地域社会―天皇の即位儀礼と国民統合―」(『花園史学』第三二号、平成二十三年)、原田雄斗「天皇の代替わりと神社界―大正期における『全国神職会報』の論議を中心に―」(『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究会年報』第一号、平成三十年)、矢嶋正幸「大正天皇悠紀齋田の一〇〇年―近代国家儀礼と『民俗芸能』の関係性―」(『日本民俗学』第二九七号、平成三十一年)のみを挙げておく。
- (4) 阪本是丸「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、平成六年)三一、三二頁。
- (5) 武田秀章「維新时期天皇祭祀の研究」(大明堂、平成八年)を参照。拙稿「大正大礼前史における大嘗祭解釈―賀茂百樹『通俗講義登極令大要』を中心に―」(『神道宗教』第二五四・二五五号、平成三十一年・令和元年)を参照。
- (7) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。所功「多田好問『登極令義解』草稿の紹介」(皇學館大學神道研究所編『統大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、平成元年)にて全文翻刻。
- (8) 和田英松「御即位礼大嘗祭の沿革」(『國學院雜誌』第二一卷第九号、大正四年)。大正三年三月八・十六日に開催された皇典研究所・國學院大學主催の御大礼講演会(於同講堂)での講演(『御大礼講演会』『國學院雜誌』第二〇卷第三号、大正三年)。
- (9) 再版を翻刻した賀茂百樹著(藤田大誠監修)『復刻 通俗講義登極令大要』(神社新報社、平成三十年)五五、五六頁。河野省三「御即位礼の『寿詞』に就いて」(『全国神職会会報』第八四号、大正三年二月二十五日)では、同書は「登極令を親切に解釈して、陳勝呉広(引用者註・物事の先駆といふ意味)とも称すべき価値ある位置を占めてを

る」と評されてゐる。

(10) 阪本是丸「近代の皇室祭儀と国家神道」(大原康男・百地章・阪本是丸)『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実―』日本教文社、平成元年(二七八、二七九頁)。

(11) 宮地直一「御大典と神社」(『御即位礼画報』第五卷、御即位礼記念協会、大正三年、佐伯有義)『祭礼令注釈』(会通社、昭和九年)一二五頁。なほ、年間恒例における相互関係では、明治四十一年九月十八日公布の「皇室祭祀令」に新嘗祭(大祭)当日と祈年祭(小祭)当日における神宮及び官国幣社への奉幣(第七、十五、二十三条)の規定がある。皇室祭祀令・神宮祭祀令・官国幣社以下神社祭祀令と別立てになつてゐることからも明らかやうに、各々独自の由来と性格を持つ故、祈年祭・新嘗祭・例祭を軸とする大正三年の官国幣社以下神社祭祀令は、「皇霊祭祀」を軸とする皇室祭祀令の内容を基準として整備された訳では無い。しかし、大正三年三月二十七日の内務省訓令第二号「神宮並官国幣社以下神社ニ於テ行フ恒例式」では、官国幣社以下神社における恒例式として、皇室祭祀である春季・秋季皇霊祭、神武天皇祭、明治天皇祭(先帝祭)、神宮祭祀である神嘗祭それぞれの「遙拝」と大祓が規定されてゐるやうに、皇室・神宮・一般神社三者間の相互関係は密接であるべきとの方向性、理想は当然あつた。問題は、近代においてそれがどこまで現実化したのかといふ点にあらう。

(12) 室内公文書館所蔵「公文類聚」第三十九編・大正四年・第一卷三・皇室門三・即位大礼三「即位礼及大嘗祭ノ当日神宮ニ於テ行フヘキ祭祀ニ関スル件」○即位礼及大嘗祭ノ当日官国幣社以下神社ニ於テ行フヘキ祭祀ニ関スル件ヲ定ム。

(13) 「即位礼並大嘗祭当日祭祀式」(『神社協会雑誌』第一四年第一〇号、大正四年)、「府県社以下神社祈年新嘗祭神饌幣帛料の供進」(『神社協会雑誌』第二二年第二二号、大正二年)。前者掲載の「解疑」には、「(問)

本年の大嘗祭は十一月十四日なれば諸神の新嘗祭も同日にすべきか又新嘗は予め定めたる日に執行し十四日には別に奉幣あるべきか聞かまほし。／＼答)十一月十四日又は十五日の中に大嘗祭当日祭を行ふべし別に新嘗祭は執行するに及ばず。大嘗祭当日祭には神宮並官国幣社には奉幣あり府県社以下神社中神饌幣帛料供進指定神社には幣饌料の供進あり」とあり、彙報「本年の新嘗祭」では、同年九月十三日の内閣告示第四号にて「本年十一月十四日ヲ以テ大嘗祭ヲ行ヒ新嘗祭ハ之ヲ行ハセラレサルニ付同月廿三日ハ休日ニ非ス」とされたことを紹介してゐる(勅令第百六十一号により、大礼に関する休日は、即位礼の十一月十日、大嘗祭の十四日、大饗第一日の十六日とされた。なほ、大正三年十一月二十二日公布の内務省令第十五号では、明治三十九年四月三十日公布の勅令第九十六号「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」で規定された指定神社に対する神饌幣帛料が例祭に限られてゐたものを、官国幣社同様、祈年祭・新嘗祭にも供することに範囲を拡張したことに大きな意義があつた(大正三年四月一日施行)。

(14) 「御大礼挙行ニ付訓令」(『御大礼に関する神宮の祭式』(『神社協会雑誌』第一四年第一号、大正四年)。また、同号の「解疑」には関連する二つの質疑があるため、紹介する。①「(問) 毎年秋季の大祭は新嘗祭と称すること明文あれども今般勅令百九号を以て規定せられたる大嘗祭当日神社に於て行ふ大祭は其名目を何といふべきか大嘗祭と称して差支なきか(冷血生)／＼答) 新嘗祭は皇室に於て行はせらるる時にも神社に於て行ふるときにも同一の名称なりされば大嘗祭は之を異にして主上自らはせらるる、際に限る名目なれば古来神社にありては大嘗祭を行ふといふの慣例あることなし今回の勅令に当日の祭祀につき特定の名称を附せられざりしは這般の理由あるに因りしことならむもし強ひて名目を称せむとする時は大嘗祭当日祭又は大嘗祭奉幣祭など、いふべきか。②「(問) 御即位並大嘗祭当日の祭祀祭に町村

長神饌幣帛供進指定なき神社に於ても町村長臨席すべきものか(茨城盲目生)／(答)幣帛料供進指定せられざる神社には町村長供進使として参向するを得ざれども祭典に参列することは最も好ましき次第なり。なほ実際には十一月十四日乃至十五日において、「大嘗祭」や「大嘗祝祭」、「大嘗当日祭」などの名称で行はれた(各地通信)『神社協会雑誌』第一四年第一二二頁、大正四年。

- (16) 「大札と神職会」(『全国神職会会報』第一八四、一八五号、大正三年)などを参照。

- (17) 目黒雨峰「大正維新劈頭に於ける斯界の四大綱領」(『全国神職会会報』第一八三号、大正三年)。小平権一「農村と神社」(『大日本農会報』第四一三号、大正四年)も参照。

- (18) 目黒雨峰「再び祈年新嘗に就いて」(前掲『全国神職会会報』第一八四号)。

- (19) 中島博光(水川神社司宮)が執筆した『祈年祭及新嘗祭之意義』(埼玉県神社職会、大正三年四月十五日、同年六月二十日再版)六六、七三、七四、七七頁。山本信哉「祈年祭と大嘗祭との関係」(『國學院雜誌』第二一卷第一〇号、大正四年)も参照。

- (20) 「皇室祭祀令改正」(『全国神職会会報』第八五号、大正三年)、八束清貫「皇室祭祀百年史」(『明治維新神道百年史』第一巻、神道文化会、昭和四十一年)八三頁を参照。

- (21) 阪本是丸「明治以降神社祭祀制度について(下)」(『神社本庁教学研究所紀要』第二号、平成九年)、前掲中島『祈年祭及新嘗祭之意義』一〜五頁を参照。特に内務省令十五号の公布は神社界に大きな刺激を与へた。宮西惟助「府県郷村社祈年新嘗両祭に神饌幣帛料の供進」・目黒雨峰「府県社以下両祭奉幣に就て私見」(『全国神職会会報』第一八二号、大正二年)を参照。ただ目黒は、府県社以下神社の神饌幣

帛料供進が未だ「供進することを得」や「定額以内」といふ任意規定であり、さらには大正三年四月一日施行のため、同年は祈年祭には適用されず「この美挙の実施を見ざる事」について改善を求めてゐる。

- (22) 山崎延吉「御即位記念事業と農民」(『神社協会雑誌』第一三年第一号、大正三年)。この翌月、悠紀地方として愛知県が選ばれる。山崎も「悠紀齋田二関スル委員」に任命されるが、愛知県農会では大札記念として「農家の指針」(愛知県農会、大正四年)を編み、同会幹事の山崎による『神社協会雑誌』と同文の論考が「御神田の設置」との表題で再録された。

- (23) 目黒和三郎「歳首の感と吾人の抱負―大正四年度斯界の事業は如何?―」(『全国神職会会報』第一九五号、大正四年)。

- (24) 櫻井東花「本会通常会記事」(『全国神職会会報』第一九八号、大正四年)。

- (25) 「御大札と本会」(前掲『全国神職会会報』第一九八号)。

- (26) 「即位礼大嘗祭に関する決議」(『神社協会雑誌』第一四年第四号、大正四年)、前掲「御大札と本会」。

- (27) 「新に昇格せられし神社」・「官国幣社昇格並祭神増加」(『神社協会雑誌』第一四年第一号、大正四年)。

- (28) 雨峯生「皇典講究所の御大札奉祝方案成る」・「国民的奉祝方案」・「一府七県聯合神職会議案」(『全国神職会会報』第二〇三号、大正四年)、「御大札奉祝方案」(『國學院雜誌』第二一卷第一〇号、大正四年)。

- (29) 「御大札奉祝」(『國學院雜誌』第二一卷第一号、大正四年)。

- (30) 目黒雨峰「大札当日国民一般の奉祝方法に対する希望」(『全国神職会会報』第二〇〇号、大正四年)、同(和三郎)「再び大札当日国民一般奉祝方法に対する希望を述べ」(『全国神職会会報』第二〇一、二〇二号、大正四年)、前掲同「皇典講究所の御大札奉祝方案成る」。

- (31) 前掲目黒「再び大札当日国民一般奉祝方法に対する希望を述べ」。

- (32) 国民による放縱もある程度厭はないといふ態度は、京都帝国大学教授の三浦周行も同様であった（『御大典と君臣の關係』『経済時報』第一五五号、大正四年）。
- (33) 前掲『大礼記録』七六九、七七〇頁。
- (34) 鍋島直大「寿詞」（前掲『國學院雜誌』第二一卷第一号）、会報子謹識「吉詞・鍋島直大「賀表」（『全国神職会会報』第二〇五号、大正四年）。
- (35) 目黒和三郎「二大礼によりて国民の得たる賜物」（前掲『全国神職会会報』第二〇五号）。
- (36) 目黒和三郎「大嘗祭当日祭仕奉りて・櫻井東花「無格社の大嘗祭日」（前掲『全国神職会会報』第二〇五号）。
- (37) 拙著『大阪国学院史—創立百三十五年・通信教育部開設四十年』（一般財団法人大阪国学院、平成二十九年）一三二—一三四頁を参照。
- (38) 『大礼奉祝記』（石川県金沢市役所、大正五年）二九—三三、六〇、八三—八七頁。
- (39) 「御即位式当日に於ける各地奉祝状況」・「大嘗祭当日各地奉祝の状況」（『太陽』第二一卷第一四号、大正四年）、前掲『大礼記録』七七—八三七頁、前掲『御大礼記録』四〇〇—四一〇頁。
- (40) 櫻井東花「臨時記念大会記事」京都に於ける盛況」（『全国神職会会報』第二〇六号、大正四年）。
- (41) 塚本清治「諸君自ら仕向けよ・萩野由之「御大典後の感想」（前掲『全国神職会会報』第二〇六号）。
- (42) 目黒和三郎「兼務社制限論」（『全国神職会会報』第二〇八号、大正五年）。
- (43) 目黒和三郎「大正五年吾人の任務」（『全国神職会会報』第二〇七号、大正五年）。
- (44) 目黒和三郎「仏徒の反省を促す」（前掲『全国神職会会報』第二〇六号）。
- (45) 前掲目黒「仏徒の反省を促す」。なほ、櫻井東花「仏徒の不心得事件」（『全国神職会会報』第二〇七、二〇八、二〇九号、大正五年）も参照。
- (46) 八代六郎「宗教家のために惜む」（前掲『全国神職会会報』第二〇六号）、芳賀矢一「御大礼と仏教徒」・山田新一郎「神社対仏教時局観」（前掲『全国神職会会報』第二〇七号）など。
- (47) 吉田静致「宗派的儀式と民族的慣習」（『神社協会雜誌』第一五年第五号、大正五年）。
- (48) 塚本清治「神社に関する注意」（前掲『全国神職会会報』第二〇八号）。
- (49) 目黒和三郎「各地神職総会と全国神職大会」（前掲『全国神職会会報』第二〇九号）、同「研究機関の設置必要を論ず」（『全国神職会会報』第二一〇号、大正五年）、櫻井東花「全国神職会通常会記事」（『全国神職会会報』第二一一号、大正五年）。
- (50) 国立公文書館所蔵『公文雜纂』大正五年・第二十六卷・帝國議會四「衆議院議員龍口了信提出宗教尊重二関スル質問ニ対スル内務文部両大臣答弁書衆議院議長へ回付ノ件」、前掲櫻井東花「仏徒の不心得事件」を参照。
- (51) 当時貴族院書記官長で大礼時は大礼使事務官も務めた柳田國男は、暗に龍口了信の質問書を取り上げ、真宗側と官憲側の双方に対し聊かの皮肉を述べてゐる（『神社と宗教』・所謂記念事業』『郷土研究』第三卷第一〇号、大正五年）。
- (52) 前掲山田「神社対仏教時局観」。
- (53) 前掲『大礼記録』三〇一、三〇九、五二九頁。
- (54) 「大礼使彙報」（『官報』第九六一号、大正四年十月十四日）三二一頁、目黒和三郎「御大礼行幸還幸の両儀につき奉送迎の列に加る事を得た基督教師」（『全国神職会会報』第二〇四号、大正四年）。